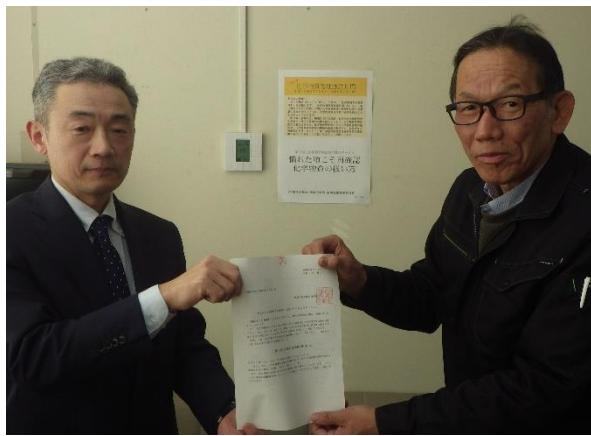


## 鹿嶋労働基準監督署長が化学物質管理強調月間の実施について労働災害防止関係団体等に対し、会員事業場等への周知を依頼しました！

令和8年1月29日



(一社)鹿島労働基準協会の中尾事務局長(右側)  
に依頼文を手渡す矢島署長(左側)

### 第2回 化学物質管理強調月間 期間：令和8年2月1日～令和8年2月28日

関係者の皆様へ  
厚生労働省では2月1日から1ヶ月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。

関係者の皆様には、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることとともに、化学物質管理活動の定着を図るために、化学物質管理者による化学物質管理の徹底、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、第2回化学物質管理強調月間実施要綱に基づいた取組へのご協力をよろしくお願いします。

### 第2回化学物質管理強調月間スローガン 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

© 厚生労働省・茨城労働局・鹿嶋労働基準監督署

2026.1作成

実施事項	
1 下記の重点事項に対する日常の化学物質管理の実施	
(1) リスクアセスメント対象物を製造・販売・輸入の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名掲示等労働者への通知、化学物質管理者と絶然安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生監視者等との連携	
(2) 危険性評価結果に基づくリスクアセスメントと化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による労働者保護の措置	
(3) ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの結果に基づくリスクアセスメントの結果に基づくリスクアセスメントの実施	
■ 職場における危険・有害な化学物質の使用状況を記載する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及び同一のリスクアセスメントの結果に基づくリスクアセスメントの実施	
■ SDS等により記載した危険有毒性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づく露濃度の低減や適切な保護措置の実施によるリスクアセスメントの実施	
■ フィードバックによる効果検証と改訂による効率化の実現	
■ リスクアセスメントの結果に基づく労働者の見直しと労働者の見直しに関する教育の実施	
■ 保護具使用時の効果を考慮した保護具の選定と効果の確認	
■ 労働者に保護具を使用させた場合における保護具使用者の選任、職務権限の付与、保護具使用者の氏名の掲示等労働者への通知	
■ 労働者に保護具を使用させた場合における保護具の選定と効果の確認	
■ 保護具の利活用による効果検証と改訂による効率化の実現	
■ 全般アドバイザリーワーク等作業における労働障害防止労働者への徹底	
(4) 特定の労働者に対する労働災害防止策等の特設規則、石綿等労働者に対する労働災害防止策等の特設規則	
2 事業者は又は絶然安全衛生管理者による職場巡视	
3 スローガン等の掲示	
4 有害物の扱い方、酸素欠乏症等による事故等緊急時の対応を想定した実地訓練等の実施	
5 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他の化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施	

© 厚生労働省・茨城労働局・鹿嶋労働基準監督署

2026.1作成

鹿嶋労働基準監督署（署長 矢島進介）では、令和8年2月1日から令和8年2月28日までの1ヶ月間、「化学物質管理強調月間」が実施されることから、(一社)鹿島労働基準協会をはじめとする労働災害防止関係団体等に対し、化学物質管理活動の定着を図るため、会員事業場等への周知等について、ご協力を依頼しました。

今年で第2回目となる化学物質管理強調月間では、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」をスローガンとして全国一斉に展開されます。

各事業場におかれましても、化学物質管理の重要性をご理解いただき、第2回化学物質管理強調月間実施要綱に基づいた取組へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

また、鹿嶋労働基準監督署では、化学物質管理強調月間に際して独自のリーフレットを作成し、あらゆる機会を捉えて当該強調月間の趣旨や実施事項の周知を図っていくこととしています。

【連絡先】鹿嶋労働基準監督署

電話:0299-83-8461